

# 小田原市立下中小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

令和6年4月見直し

## 1 いじめ防止に関する学校の基本的な考え方

### ① いじめの定義～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めていきます。

### ② いじめに対する基本認識

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、本校は、次の視点を基本認識としていじめ問題に向き合います。

- いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る問題である。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る問題である。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子供にも注意を払う必要がある。

### ③ いじめ対策の基本理念

いじめは、全ての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の、社会全体の問題であるという共通認識をもっていじめ防止に取り組みます。

- あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、家庭、地域、関係機関等と連携して取り組みます。
- 全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます
- いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団作りに取り組みます。

## 2 いじめ防止等に関する基本的な対策について

いじめ問題に取り組むにあたっては、今日的な「いじめ問題」にはどのような特徴があるかも十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが重要と考えます。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組み、いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切です。

これらのことを踏まえ、本校では、次の取組をいじめ防止の対策としてさらに進めていきます。

### ①いじめの未然防止

- 子どもの発達段階に応じ、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を行い、「いのちを大切にす  
る心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育む取り組みを進めます。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できるよう、一人ひ  
とりの居場所がある温かな学級経営に努めます。
- 教育活動全体を通して、子どもたち一人ひとりに、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互  
いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュ  
ニケーション能力等の育成に努めます。
- ネットいじめの防止に向けて、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身につける  
情報モラル教育を、発達段階に応じて進めます。
- 「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がい  
じめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考える  
機会を位置づけていきます。

### ②いじめの早期発見

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から、  
児童の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように、児童との信頼関係の構築  
に努めるとともに、教員の資質や能力の向上に努めます。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景に  
ある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目していきます。
- 定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、児童の状況を把握するとともに、困った時に相  
談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めます。

#### 【より具体的には】

- ・日々の児童の健康観察や休み時間等の児童の様子に目を配ります。
- ・気づいたことを複数の職員で情報共有し、日常的な観察や声かけ、相談ができるようにします。
- ・子供が日常的に相談しやすい環境づくりをしていきます。
- ・保護者との電話や連絡帳による相談などで連携し早期発見に努めます。
- ・教職員は学級の中での子供の様子を把握するためのアンケートなどを行います。

### ③ いじめの早期対応・早期解消

- いじめには、チームで対応することが必要です。学校においては、管理職・学級担任・児童指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していきます。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に迅速に対応します。
- いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- 学校は、いじめを行った児童に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

### ④ 家庭との連携

- 子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や情報提供しやすくなるよう、信頼関係を築くとともに、相談・通報窓口を周知したり、懇談会や面談の機会を通して連携を深めたりすることに努めます。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- PTAとの連携を図り、学校だよりや懇談会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。

### ⑤ 関係諸機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関との連携を図ります。

### ⑥ 地域との連携

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会・スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。

### 3 いじめ防止等を推進するための学校組織

学校では、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内に、「いじめ防止対策委員会」を設置します。本組織は、校長・教頭・総括教諭・児童指導担当教諭・養護教諭・教育相談コーディネーター・該当学年担任で構成します。また、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携を図ります。

この委員会は、学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

#### ① 〈未然防止〉

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作り
- ・いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発

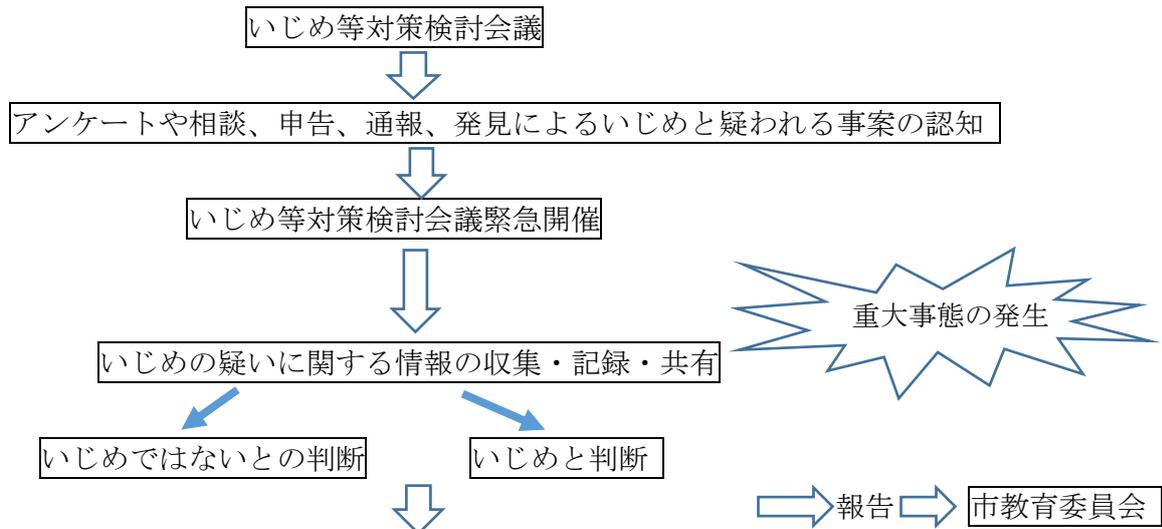
#### ② 〈早期発見・早期対処〉

- ・いじめに関する通報及び相談への対応
- ・いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・在校生やその保護者に対する情報提供 等

#### ③ 〈学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み〉

- ・学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・いじめに関する教職員研修等の実施

○いじめ事案への対応フロー図



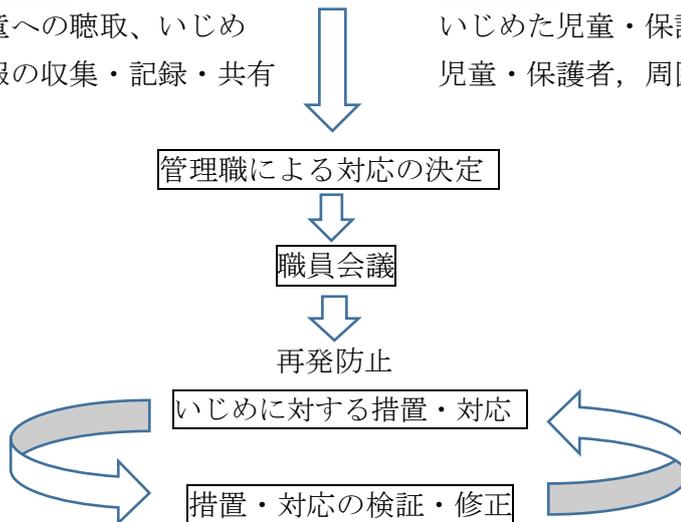
※ 本人からの訴えの場合は、いじめと判断し対応する

**事案調査**

児童への聴取、いじめ情報の収集・記録・共有

**事案対応**

いじめた児童・保護者、いじめられた児童・保護者、周囲の児童



**4 いじめの重大事態への対処**

(1) いじめの重大事態

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

①いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合  
(例)

- ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

○児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

## （２）重大事態発生への報告

在籍する児童が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には県教育委員会にも報告します。その後、事実関係を明確にするための調査、情報提供、報告を小田原市いじめ防止対策基本方針に準拠して行います。

## （３）事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生への報告を受けた市教育委員会が判断します。

〔判断の考え方〕

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

## （４）児童、保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

## （５）調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会に報告します。なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童又はその保護者に伝えておきます。